

## テストコレクション 1 使用許諾に関する覚書 (本合格版研究目的使用者用)

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、甲の一研究機関である国立情報学研究所にて企画・運営・実施している NTCIR において甲が提供するテストコレクション 1 に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

### 第一条 (データの内容)

「テストコレクション 1」とは、「学会発表データベース」に含まれるデータ、検索課題、各検索課題に対する正解文書リストである。

### 第二条 (使用許諾)

甲は乙に対して「国立情報学研究所共同研究員規程」に基づく共同研究として「テストコレクション 1」の使用を許諾する。

### 第三条 (権利の帰属)

1. 「テストコレクション 1」のデータおよびデータベースに関する著作権法上の権利は甲およびデータ提供学会に帰属する。
2. 「テストコレクション 1」の「検索課題」および「正解文書リスト」に関する著作権法上の権利は甲に帰属する。
3. 乙が「テストコレクション 1」を使用して開発した技術、システム等に関連する知的所有権は乙に帰属する。

### 第四条 (使用許諾の範囲)

1. 乙は、「テストコレクション 1」を研究目的のみに使用できるものとする。直接的に営利に結びつく使用はできない。
2. 乙は、「テストコレクション 1」およびそれを複製したもの、あるいは、それを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。

### 第五条 (提供方法)

乙は、甲より「テストコレクション 1」の提供を受ける。

### 第六条 (利用者の範囲)

1. 「テストコレクション 1」の利用者の範囲は、乙個人または乙と直接共同して研究するグループの構成員に限定されるものとする。
2. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

### 第七条 (知見の発表)

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「テストコレクション 1」を使用して得られた知見に関する研究発表を行なうことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「テストコレクション 1」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著者及び出版者等の権利を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、甲が指定する文面により、「テストコレクション 1」を使用したことを明記するものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項(掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等)とともに発表論文の別刷りまたはコピーを、三部、甲に提出するものとする。
5. 研究成果の公表には、「テストコレクション 1」を利用して得られたデータまたは処理プログラムの公開については、甲と協議をし、事前に承認を得ることとする。
6. 乙は、「テストコレクション 1」を用いた評価結果を広告、宣伝、営利等の目的、および誹

謗、中傷などに用いてはならない。

#### 第八条（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は覚書締結日より当該年度の末日までとする。期間満了日の一カ月前までに、甲、乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、自動的に更新し、有効期間を次年度の一年間とする。以後も同様とする。なお、乙の属する組織または乙の所属に変更が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行なうこととする。

#### 第九条（報告書の提出）

乙は、有効期間満了日の一カ月前までに、当該年度の「テストコレクション1」を使用した研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

#### 第十条（データの使用中止）

乙は、以下の場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション1」の使用を中断し、当該データを速やかに消去しなければならない。

1. 本覚書に違反する使用が認められた場合、「テストコレクション1」全体を速やかに消去しなければならない。
2. データの権利者からデータ使用中止の申し入れがあった場合、当該部分について、データを速やかに消去しなければならない。

#### 第十一条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第十二条（定めなき事項）

本覚書に定めのない事項は生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

（甲）東京都立川市緑町10-3

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

機構長 藤井 良一

(担当窓口： 〒101-8430 東京都千代田区一ツ橋2-1-2 国立情報学研究所 NTCIR 事務局)

（乙） 住所

名称

役職名

氏名

印

## テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション使用許諾に関する覚書 (本格版研究目的使用者用)

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、甲の一研究機関である国立情報学研究所にて企画・運営・実施している NTCIR において甲が提供するテストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクションに関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。ただし、本覚書は、「テストコレクション 1 使用許諾に関する覚書(本格版研究目的使用者用)」が別途結ばれているという条件のもとで発効する。

### 第一条 (データの内容)

「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」とは、「学会発表データベース」に含まれるデータのうち、人工知能分野のデータに対し、「日本語標題及び抄録テキスト」部分に「言語情報」(単語・形態素分割情報、品詞、読み、見出し、語種情報)を付与したデータ及びそこから抽出した専門用語候補データのことである。

### 第二条 (使用許諾)

甲は乙に対して「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」の使用を許諾する。

### 第三条 (権利の帰属)

1. 「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」の「日本語標題及び抄録テキスト」部分およびデータベースに関する著作権上の権利は甲およびデータ提供学会に帰属する。
2. 「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」の「言語情報」及び「専門用語候補データ」に関する著作権上の権利は甲に帰属する。

### 第四条 (使用許諾の範囲)

1. 乙は、「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」を研究目的のみに使用できるものとする。直接的に営利に結びつく使用はできない。
2. 乙は、「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」およびそれを複製したものの、あるいは、それを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。

### 第五条 (提供方法)

乙は、甲より「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」の提供を受ける。

### 第六条 (利用者の範囲)

1. 「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」の利用者の範囲は、乙個人または乙と直接共同して研究するグループの構成員に限定されるものとする。
2. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

### 第七条 (知見の発表)

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」を使用して得られた知見に関する研究発表を行なうことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著者及び出版者等の権利を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、甲が指定する文面により、甲が主催するコンペティションに参加し、「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」を使用したことを明記するものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項(掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等)とともに発

- 表論文の別刷りまたはコピーを、三部、甲に提出するものとする。
- 乙は、「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」を利用して得られたデータまたは処理プログラムの公開については、甲と協議し、事前に承認を得ることとする。
  - 乙は、「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝、ならびに、営利目的の文書に用いてはならない。

#### 第八条（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は覚書締結日より当該年度の末日までとする。期間満了日の一カ月前までに、甲、乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には自動的に更新し、有効期間を次年度の一年間とする。以後も同様とする。なお、乙の属する組織または乙の所属に偏向が生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしをあらためて行うこととする。

#### 第九条（報告書の提出）

乙は、有効期間満了日の一カ月前までに、当該年度の「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」を使用した研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

#### 第十条（データの使用中止）

乙は、以下の場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」の使用を中断し、当該データを速やかに消去しなければならない。

- 本覚書に違反する使用が認められた場合、「テストコレクション 1 付属言語タグ付きデータコレクション」全体を速やかに消去しなければならない。
- データの権利者からデータ使用中止の申し入れがあった場合、当該部分について、データを速やかに消去しなければならない。

#### 第十一条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第十二条（定めなき事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

(甲) 東京都立川市緑町 10-3  
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構  
機構長 藤井 良一

(担当窓口： 〒101-8430 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 国立情報学研究所 NTCIR 事務局)

(乙) 住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
役職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印